

- ④ お子さんに初めて使用する薬は対応できません。
- ⑤ 坐薬など、症状を判断して使用しなければならない場合は、お子さんの主治医や囑託医の具体的な「**与薬指示書**」に基づき、対応します。さらに使用前には、保護者の方に状態の報告および使用するか否かの確認の連絡をします。

※「**薬の連絡票**」の用紙は、保育園にあります。保護者の方が記入してください。

(内服薬と外用薬の用紙が別にあります)

※「**与薬指示書**」の用紙は、保育園・医療機関にあります。

たちばな保育園 薬の連絡票 (内服薬)
(保護者記載用) 年 月 日

依頼者	保護者氏名 子ども氏名	連絡先 電話 (男・女) 歳 カ月
主治医	(病院・医院) 電話	
病名(症状)		
(該当するものに○、または明記)		
(1) 持参したくすりは 平成 年 月 日に処方された 日分のうちの本日分		
(2) 保管は 室温・冷蔵庫・その他 ()		
(3) くすりの剤型 粉・液 (シロップ)・錠剤・その他 ()		
(4) くすりの内容 抗生物質・整腸剤・かゆみ止め・ステロイド その他 ()		
(くすりの名前)		
(5) 使用する日時 平成 年 月 日～ 月 日 食事の 前 ・ 後 時 分		
(6) 使用法 みほん①		
(7) その他の注意事項		
(8) 薬剤情報提供書を添付して下さい。		

保育園記載	
受領者サイン	
投薬時刻	投与者サイン
月 日 午前・午後 時 分	

5 伝染性感染症の疑いがある場合は、登園できません。

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、次ページの感染症について届出書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能となる状態からの登園であるようにご配慮ください。園での感染拡大予防のためご協力をお願いします。

厚生労働省の指導により「保育所における感染症対策ガイドライン」にそって対応しておりますので、ご協力をお願いします。